（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

**第十一条**　前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号ヘ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

**第十二条**　［略］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

［一～九　略］

十　出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一　金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

［二～七　略］

八　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

九　［略］

十　金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（銀行における四半期の開示事項）

**第十四条**　［略］

2　［略］

3　第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第九号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十号によりそれぞれ作成するものとする。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

**第十五条**　［略］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

［一～九　略］

十　出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

**第十一条**　前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号ヘ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

**第十二条**　［同上］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

［一～九　同上］

十　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一　銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　［同上］

ロ　連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

［二～七　同上］

八　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

［イ～ホ　同上］

九　［同上］

十　銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（銀行における四半期の開示事項）

**第十四条**　［同上］

2　［同上］

3　第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第四号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

**第十五条**　［同上］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

［一～九　同上］

十　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要